

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和 7 年 6 月 23 日

島根県知事 殿



提出者

住 所 島根県出雲市神西沖町1349番地3  
 氏 名 株式会社島根サニタリ  
 代表取締役 丸山 茂  
 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
 電話番号 0853-43-3321

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 島根サニタリ
事業場の所在地	島根県出雲市神西沖町1349番地3
計画期間	令和 7年4月1日～令和 8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	総合工事業、職別工事業、産業廃棄物処理業
② 事業の規模	元請完成工事高 54,432千円
③ 従業員数	31人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	<p>・ 産業廃棄物発生→収集・運搬→処分(処理業者)</p> <pre>             graph LR             A[各現場] --&gt; B[自社運搬委託運搬]             B --&gt; C[中間処理]             C --&gt; D[再生利用]             C --&gt; E[最終処分]             </pre> <p>産業廃棄物                  汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず等、がれき類、石綿含有産業廃棄物 等</p>

(日本工業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図)			
別紙管理体制図のとおり			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙参照	
	排 出 量	3,696t	
	(これまでに実施した取組)  現場内での分別解体の徹底に努める 受入が可能な限り再資源化施設に搬入する 廃棄物処理委託先での中間処分量を増やし減量化に努め、最終処分量を減らす		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙参照	
	排 出 量	3,261t	
	(今後実施する予定の取組)  上記事項の継続		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) コンクリート殻、アスファルト殻、木くず、廃プラスチック等各現場にて、種類ごとに分別、石綿含有産業廃棄物についても、他の廃棄物に混入しないように確実に分別、保管を実施。		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)  上記内容を実施予定。		

## (第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	-t	-t
	(これまでに実施した取組) 実施例なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	-t	-t
	(今後実施する予定の取組) 実施予定なし		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	-t	-t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	-t	-t
(これまでに実施した取組) 実施例なし			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	-t	-t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	-t	-t
(今後実施する予定の取組) 実施予定なし			

## (第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	—t	—t
	(これまでに実施した取組) 実施例なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	—t	—t
	(今後実施する予定の取組) 実施予定なし		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙参照	
	全処理委託量	—t	—t
	優良認定処理業者への処理委託量	—t	—t
	再生利用業者への処理委託量	—t	—t
	認定熱回収業者への処理委託量	—t	—t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	—t	—t
	(これまでに実施した取組) 委託基準に従って、産業廃棄物を委託できる業者を選定し、書面による契約を実施。		

② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙参照	
	全処理委託量		
	優良認定処理業者への 処理委託量	—t	—t
	再生利用業者への 処理委託量	—t	—t
	認定熱回収業者への 処理委託量	—t	—t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	—t	—t
(今後実施する予定の取組)			
再生利用が可能である廃棄物は、再生利用業者へ処理委託する。 可能な限り優良認定処理業者から選定する。			
※事務処理欄			

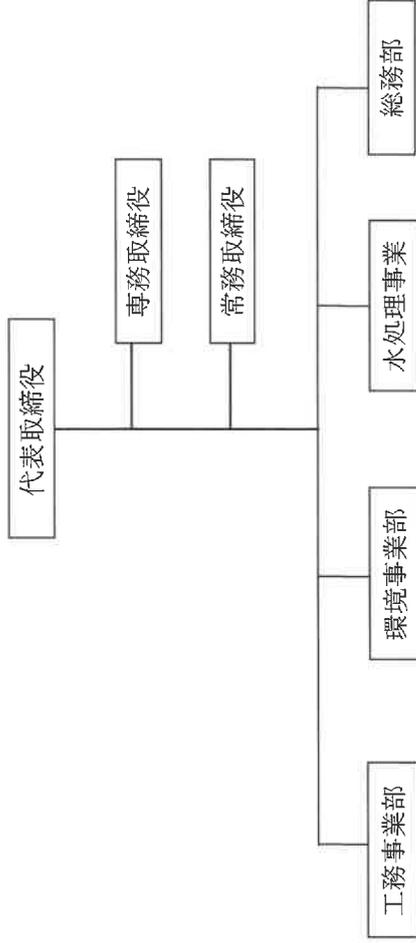
(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

管理体制図



職務分掌

統括責任者	代表取締役 適正な業務の遂行を監督
管理責任者	各事業部部長 適正な廃棄物処理を維持、改善 従業員に対する教育・啓発活動を実施 各現場での廃棄物発生状況の把握と改善策を検討、指示 処理委託者を評価、選定
現場担当	各事業部から配置した現場代理人 マネIFESTを交付・管理 廃棄物の減量化を推進、適切な分別作業を維持、改善 運搬・処分業者への搬入を指示、調整
事務担当	総務部従業員 委託契約書を作成 マネIFESTを回収・保管、廃棄物発生量を調査 監督官庁への各種報告書類を作成

産業廃棄物処理計画書 内訳書  
産業廃棄物の処理の委託に関する事項

産業廃棄物の種類	①現状(令和6年度状況)				②計画(令和7年度計画)					
	排出量(t)	全処理委託量(t) <sup>⑩</sup>	(内訳)優良認定処理業者へ処理を委託した量 <sup>⑪</sup>	(内訳)再生処理業者へ処理を委託した量 <sup>⑫</sup>	排出量(t)	全処理委託量(t)	(内訳)優良認定処理業者へ処理を委託する量	(内訳)再生処理業者へ処理を委託する量	(内訳)認定熱回収業者へ処理を委託する量	(内訳)認定以外の熱回収業者へ処理を委託した量
廃プラスチック類	49.26	49.26	0.74	8.40	40.00	40.00	0.50	5.00		
紙くず	0.91	0.91			0.50	0.50				
木くず	327.67	327.67		214.72	300.00	300.00		200.00		
繊維くず	0.48	0.48	0.48		0.30	0.30	0.30			
金属くず	146.78	146.78		142.24	120.00	120.00		120.00		
ガラス・コンクリート・陶磁器く	132.99	132.99			100.00	100.00				
がれき類	2,909.17	2,909.17	74.04	2,679.54	2,600.00	2,600.00	70.00	2,500.00		
管理型混合廃棄物	1.43	1.43	1.43		1.00	1.00	1.00			
石綿含有産業廃棄物	127.31	127.31			100.00	100.00				
水銀使用製品産業廃棄物	0.01	0.01	0.01		0.01	0.01	0.01			
合計	3,696.01	3,696.01	76.695	3,044.89	3,261.81	3,261.81	71.81	2,825.00	0.00	0.00